

痰の吸引等に関わる安全対策に関する指針

社会福祉法人仙台白百合会

特別養護老人ホーム百合ヶ丘苑

1. 痰の吸引等に関わる安全対策に関する考え方

当施設では厚生労働省の通知（平成22年4月1日医政発0401第17号厚生労働省医政局長通知）を受け、利用者様に対する鼻腔内たんの吸引や経鼻経管栄養などに比べて医療関係者との連携・共同の下では相対的に危険性の程度が低く、かつ、看護職員が手薄な夜間において行われる頻度が高いと考えられる口腔内の痰の吸引及び胃ろうによる経管栄養（以下「口腔内のたんの吸引等」）の一部の行為を配置医、看護職員の指示の下、看護職員と介護職員が協働して実施する方針とします。

これらのケアは、特別養護老人ホームにおける他の医療的なケアと比べ、医療関係者との連携・協働の下では相対的に危険性が低いとされており、また、施設内においても介護職員への研修体制の整備、配置医による看護職員・介護職員への指導の実施、「医療的ケアの安全対策委員会」による実施状況の把握や研修内容の見直しを定期的に行うなど、利用者様の安全確保に向けて最善を尽くします。

2. 痰の吸引等に関わる安全対策の基本方針

1) 痰の吸引等に関わる安全対策に対する体制の整備

当施設では、痰の吸引等に関わる安全対策のため、医療的ケア安全対策委員会を設置し、具体的な内容については委員会で対応します。

2) 多職種協働によるチームケアの推進

各職種の専門性に基づくアプローチを基盤としたチームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

3) 専門医との連携

配置医とも積極的に連携し、より質の高いケアに取り組みます。

4) 職員に対する教育・研修

痰の吸引等に関わる安全対策に対する知識の習得、施設の方針の徹底、情報の伝達等を目的として、研修会等を定期的実施・評価し、職員の知識・技術向上に努めます。

3. 痰の吸引等に関わる安全対策に対する体制の整備

1) 医療的ケア対策委員会の設置

(1) 設置の目的

介護職員への研修体制の整備、研修内容の見直し、定期的に研修を実施し、配置医の指導の下、看護職員・介護職員が協働して利用者様の安全確保に向けて最善を尽くすことを目的とし、医療的ケア安全対策委員会を設置する。

(2) 医療的ケア対策担当者

看護室 看護主任

(3) 医療的ケア対策委員会の構成

- ア) 苑 長
- イ) 配 置 医
- ウ) 副 苑 長
- エ) 相 談 室 長
- オ) 介 護 室 長
- カ) 看 護 室 主任
- キ) 施設介護支援専門員
- ク) 介 護 員
- ケ) 介 護 員
- コ) 介 護 員
- サ) 介 護 員
- シ) 介 護 員
- ス) 介 護 員

(4) 医療的ケア対策委員会の開催

定期的に3ヶ月に1回開催します。
必要時には、随時開催します。

(5) 医療的ケア対策委員会の役割

- ア) 安全な喀痰吸引の実施に向けた配置医との連携
- イ) 介護職員への研修体制の整備
- ウ) 実施状況の把握
- エ) 各種マニュアル、様式、研修内容の評価・修正
- オ) ヒヤリハット・アクシデントの分析・対策の検討

4. 急変・事故発生時の対応と事前対策

緊急を要する状態を理解し、急変・事故発生時の対応を行います。

(具体的な方法はマニュアルに基づく)

- 1) 研修などにより緊急を要する状態の理解と対応について周知・徹底します。
- 2) 発生時の報告・連絡体制を整えます。
- 3) 発生時の報告・連絡内容を確認します。

5. 痰の吸引等に関わる安全対策に関する各職種の役割

各職種の専門性に基づくアプローチを基盤としたチームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

(苑 長)

- 1) 痰吸引等に関わる安全対策の総括管理

(医 師)

- 1) 定期的な診察・処置方法の指示
- 2) 各協力病院との連携を図る

(看護職員)

- 1) 医師または協力病院の連携を図る
- 2) 急変時の対応
- 3) 痰吸引等のケア計画の作成・評価 (具体的な方法はマニュアルに基づく)
- 4) 個々に応じた痰吸引等の工夫
- 5) 状態観察と記録の整備・把握
- 6) 苦痛を排除する精神的緩和ケアとコミュニケーション
- 7) 職員への指導・評価

(歯科衛生士)

- 1) 歯科医師との連携を図る
- 2) 必要に応じ嚥下評価の実施
- 3) 日常の口腔ケアの指導・実施

(栄養士)

- 1) 栄養状態の把握と栄養管理
- 2) 食事摂取低下に伴う栄養保持の工夫

(相談員・介護支援専門員)

- 1) 外部の専門機関との連絡調整
- 2) 家族への対応
- 3) 痰吸引等に関わる安全対策の取り組みと体制作り

(介護職員)

- 1) きめ細やかなケアと衛生管理に努める
- 2) ケア計画に基づく個々に応じた体位の調整
- 3) 状態観察と記録の整備・把握
- 4) 苦痛を排除する精神的緩和ケアとコミュニケーション

(機能訓練指導員)

- 1) 個々に応じた体位交換と安楽な体位の指導

6. 専門家との連携

より質の高いケアを目指すため、内部のスタッフだけでなく、外部の医療・介護・介護機器等の専門家と積極的に連携し、スキルアップを図ります。

7. 職員に対する教育・研修

より質の高いケアを提供するにあたり基礎知識と技術を身につけることを目的として、委員会を中心とした施設内研修会、勉強会を開催するとともに外部研修会への積極的参加を図ります。

- 1) 定期的な教育・研修（年1回以上）の実施（具体的な方法はマニュアルに基づく）
 - ① 新任者に対する痰吸引等に関わる安全対策の教育・研修の実施
 - ② 看護職員・介護職員を対象としたチェックリストを用いた知識、手技の確認の実施（適宜）。
 - ③ その他 必要な教育・研修の実施

8. 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針は、入居者様及びご家族様の求めに応じていつでも施設内で閲覧できるようにするとともに、ホームページにも公表し、入居者様及びご家族様がいつでも自由に閲覧できるようにします。

(施設内・ホームページ閲覧用)